

学校における授業形態と著作権制度について

参考資料2

	1	2	3	4	5
	対面授業	「遠隔合同授業」	「同時双方向型の遠隔授業」	「同時一方向型の遠隔授業」	オンデマンド型の遠隔授業
教員等		各教室にそれぞれ教科担任がいる	配信側:教科担任 受信側:教科担任以外	配信側:教科担任 受信側:教科担任以外	
生徒等(配信側)		生徒等がいる	生徒等がない (いわゆるスタジオ型)	生徒等がない (いわゆるスタジオ型)	
各教育機関での実施の可否	各教育機関で可能	各教育機関で可能	高校で平成27年度から解禁 大学等で可能	大学等で可能	大学等で可能
授業のやりとり: 「双方向」/「一方向」	「双方向」			「一方向」	
個々の授業の生徒数	<小中高> (標準)40人以下 <大学等> 40人より多い可能性 ※ただし、権利者の利益を不当に 害さない範囲に限る	<小中高> [(標準)40人以下]×学級数 <大学等> 40人より多い可能性 ※ただし、権利者の利益を不当に 害さない範囲に限る	<高校> (標準)40人以下 <大学等> 40人より多い可能性 ※ただし、権利者の利益を不当に 害さない範囲に限る	<大学等> 40人より多い可能性 ※ただし、権利者の利益を不当に 害さない範囲に限る	<大学等> 40人より多い可能性 ※ただし、権利者の利益を不当に 害さない範囲に限る
教授と受講の時期	同時(リアルタイム)				異時(オンデマンド)
著作物の利用形態 (及び時期)	複製※	公衆送信 (同時・異時) ※異時は予習復習等	公衆送信 (同時・異時) ※異時は予習復習等	公衆送信 (同時・異時) ※異時は予習復習等	公衆送信 (同時・異時) ※異時は予習復習等
現行制度	原則許諾不要・無償 (35条1項)	原則許諾が必要	原則許諾不要・無償 (35条2項)	原則許諾が必要	原則許諾が必要
法制定時に比べ複製技術等 が飛躍的に進展した現在 権利者 に及ぼす不利益 (著作権分科会報告書)	不利益は軽微でない(原則補償が必要)				
見直しの方向性 (著作権分科会報告書)	原則許諾不要・無償 (35条1項) 【教育現場の混乱への配慮】	原則許諾不要・補償金※ ※ワンストップで簡便な処理	原則許諾不要・無償 (35条2項) 【教育現場の混乱への配慮】	原則許諾不要・補償金※ ※ワンストップで簡便な処理	原則許諾不要・補償金※ ※ワンストップで簡便な処理
規制改革推進会議の意見書			高校について、規制改革会議の 意見書の対象		

注:本資料は、本課題の検討を行う上で重要と思われる授業形態を抽出して整理したものであり、学校における授業形態を網羅的に整理したものではない。